

改正

平成25年8月30日

平成29年3月7日

平成30年3月28日要綱

平成30年9月1日要綱

令和元年10月1日要綱

令和3年4月1日要綱

令和3年9月24日要綱

令和5年3月16日要綱

所沢市ひとり親家庭等日常生活支援事業実施要綱

(目的)

第1条 この事業は、母子家庭、父子家庭及び寡婦（以下「ひとり親家庭等」という。）が、疾病等により一時的に生活援助が必要な場合又は生活環境の激変によって生活援助が必要な場合に、その生活を支援する者（以下「家庭生活支援員」という。）を派遣し、必要な生活支援を行うことにより、ひとり親家庭等の生活の安定と福祉の増進を図ることを目的とする。

(派遣対象)

第2条 家庭生活支援員の派遣対象家庭は、原則として、所沢市内に居住するひとり親家庭等であって、疾病、看護、事故、災害等の事由により一時的に生活援助が必要であること又は生活環境等が激変し、日常生活を営むのに特に大きな支障が生じているものとする。

(事業の形態)

第3条 市長は、派遣対象、生活支援の内容及び利用料の決定を除き、この要綱に定める事業の一部を民間事業者等に委託することができる。

(生活支援の内容)

第4条 生活支援の内容は、家事、介護その他の日常生活の便宜の供与とする。

(事業の実施場所)

第5条 事業の実施場所は、家庭生活支援員の派遣（以下「派遣」という。）を受けた

者の居宅とする。

(生活支援の期間等)

第6条 生活支援は、30分を単位として市長が必要と認める時間の範囲内で、1回の事由につき10日以内の日数において行うものとする。ただし、市長がやむを得ない事情があると認めるときは、必要最小限の範囲内で延長することができる。

(派遣対象家庭の登録)

第7条 この事業の利用を希望する者は、所沢市家庭生活支援員派遣対象家庭登録申請書(様式第1号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請書を受理したときは、内容を審査し、適当と認めたものについては所沢市家庭生活支援員派遣対象家庭登録簿(様式第2号)に登録し、その旨を所沢市家庭生活支援員派遣対象家庭登録通知書(様式第3号)により通知し、不適当と認めたものについては所沢市家庭生活支援員派遣対象家庭登録不承認通知書(様式第4号)により通知するものとする。

3 前項の登録簿(以下「登録簿」という。)に登録されたひとり親家庭等は、次の各号のいずれかに該当したときは、速やかに市長に届け出なければならない。

- (1) ひとり親家庭等に該当しなくなったとき。
- (2) 住所又は氏名を変更したとき。
- (3) その他、家族の状況に変動が生じたとき。

(派遣の申請及び決定)

第8条 登録簿に登録されている者が家庭生活支援員の派遣を受けようとするときは、所沢市家庭生活支援員派遣申請書(様式第5号)を市長に提出しなければならない。この場合において、市長は、第2条の要件に該当することを証する書類の提出を求めることができる。

2 市長は、前項の申請書を受理したときは、利用の適否を決定し、所沢市ひとり親家庭等日常生活支援事業利用決定通知書(様式第6号)又は所沢市ひとり親家庭等日常生活支援事業利用却下通知書(様式第7号)により通知するものとする。

3 市長は、前項の規定により派遣を決定したときは、所沢市家庭生活支援員派遣依頼書(様式第8号)を委託する民間事業者等に交付し、速やかに派遣要請を行うものとする。

(緊急時の派遣)

第9条 市長は、緊急を要すると認めるときは、臨機に派遣を行うことができる。この場合において、前2条の手続は、事後に行うものとする。

(費用の負担)

第10条 派遣を受けた世帯は、別表第1に定める基準により、派遣に要した費用の一部を負担し、民間事業者等に支払うこととする。

(事業実施の確認)

第11条 委託を受けた民間事業者等は、派遣の業務を行ったときは、派遣対象者の確認を受けた後に、その業務内容を所沢市ひとり親家庭等日常生活支援実施報告書(様式第9号)により市長に報告しなければならない。

(請求)

第12条 委託を受けた民間事業者等は、別表第2の基準による事業実施に要した費用を定められた期間までに前条の報告書を付して、所沢市ひとり親家庭等日常生活支援事業請求書(様式第10号)により市長に請求するものとする。

(秘密の保持)

第13条 民間事業者等及びその家庭生活支援員は、職務上知り得た個人の秘密や情報を他に漏らしてはならない。その職を退いた後もまた同様とする。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年8月30日)

この要綱は、平成25年8月30日から施行し、同年4月1日から適用する。

附 則 (平成29年3月7日)

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則 (平成30年3月28日要綱)

(施行期日)

1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際、現に改正前の所沢市ひとり親家庭等日常生活支援事業実施要綱の規定に基づき作成されている用紙は、この要綱の規定にかかわらず、当分の間、

これを補正することによって使用することができる。

附 則（平成30年9月1日要綱）

この要綱は、平成30年9月1日から施行する。

附 則（令和元年10月1日要綱）

（施行期日等）

- 1 この要綱は、令和元年10月1日から施行し、改正後の第10条第2項第1号アの規定は、同年6月1日から適用する。

（経過措置）

- 2 改正後の別表第2の規定は、この要綱の施行の日以後に実施した生活支援に係る活動時間について適用し、同日前に実施した生活支援に係る活動時間については、なお従前の例による。

附 則（令和3年4月1日要綱）

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この要綱による改正前の第10条第2項及び第3項の規定は、この要綱の施行の日から令和3年5月31日までの間、疾病等により一時的に生活援助が必要な場合又は生活環境の激変によって生活援助が必要な場合に、その生活を支援する者の派遣を受けた世帯にあつては、なおその効力を有する。この場合において、改正前の同条第2項第2号中「児童扶養手当法施行令」とあるのは、「健康保険法施行令等の一部を改正する政令（令和2年政令第381号）による改正前の児童扶養手当法施行令」と読み替えるものとする。

- 3 この要綱の施行の際、現にあるこの要綱による改正前の所沢市ひとり親家庭等日常生活支援事業実施要綱の規定により作成された用紙は、当分の間、これを補正することによって使用することができる。

附 則（令和3年9月24日要綱）

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和3年10月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この要綱の施行の際、現にあるこの要綱による改正前の所沢市ひとり親家庭等日常

生活支援事業実施要綱の規定により作成されている用紙は、この要綱の規定にかかわらず、当分の間、これを補正することによって使用することができる。

附 則（令和5年3月16日要綱）

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の別表第2の規定は、この要綱の施行の日以後に実施した生活支援に係る活動時間及び移動に要した時間について適用し、同日前に実施した生活支援に係る活動時間及び移動に要した時間については、なお従前の例による。

別表第1（第10条関係）

利用者の負担額

利用世帯の区分	利用者の負担額（30分当たり）
生活保護世帯、市町村民税非課税世帯	0円
児童扶養手当支給水準世帯（生活保護世帯、市町村民税非課税世帯を除く。）	75円
上記以外の世帯	150円

備考 児童扶養手当支給水準世帯として取り扱う者の所得の計算は、児童扶養手当法施行令（昭和36年政令第405号）第3条第1項並びに第4条第1項及び第2項の規定の例によるものとし、同令第6条の7の規定は、適用しないものとする。

別表第2（第12条関係）

1 手当額

活動時間	30分当たりの手当額
通常時間	930円
夜間・早朝時間	1,160円

備考

- 1 活動時間は、次のとおりとする。
 - (1) 通常時間 午前9時から午後6時までの間
 - (2) 夜間時間 午後6時から午後10時までの間
 - (3) 早朝時間 午前6時から午前9時までの間

2 活動時間に30分未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

2 移動手当額

移動に要した時間	1 移動当たりの手当額
30分以上 1 時間未満	930円
1 時間以上	1,860円

備考 訪問先から次の派遣先に移動する場合について支給する。

様式第1号
様式第1号

所沢市家庭生活支援員派遣対象家庭登録申請書

年 月 日

(宛先)所沢市長

住所 所沢市
申請者
氏名

下記のとおり所沢市家庭生活支援員派遣対象家庭登録簿への登録を申請します。

なお、費用の負担決定のため必要があるときは、申請者及び同居親族について、市の課税台帳等により所得額及び市民税課税状況並びに生活保護の適用状況の確認を行うことに同意します。

ふりがな		男	生年月日(年齢)
氏名		・ 女	年 月 日(歳)
住所	〒 所沢市		
電話番号		緊急連絡先	
職業		連絡先(電話)	
家庭区分	1 母子家庭 2 父子家庭 3 寡婦		
児童の状況	児童氏名	生年月日	保育所、幼稚園、学校名
		・ ・	
		・ ・	
		・ ・	
児童以外の同居親族の有無	有 ・ 無	有の場合の氏名・続柄	

様式第2号
様式第2号

所沢市家庭生活支援員派遣対象家庭登録簿

登録 番号	本人氏名 (生年月日)	住所(電話番号)	続	続	続	続	登録年月日	費用負担区分
			柄	柄	柄	柄		
			氏名	氏名	氏名	氏名		
		所沢市 (電話)					・ ・ ・	
		所沢市 (電話)					・ ・ ・	
		所沢市 (電話)					・ ・ ・	
		所沢市 (電話)					・ ・ ・	
		所沢市 (電話)					・ ・ ・	

様式第3号
様式第3号

所沢市家庭生活支援員派遣対象家庭登録通知書

第 号
年 月 日

様

所沢市長

印

年 月 日付け登録申請につきましては、所沢市家庭生活支援員派遣対象家庭として登録することと決定しましたので通知します。

記

登録者氏名	
登録者住所	所沢市
登録番号	第 一 号
費用負担	所沢市ひとり親家庭等日常生活支援事業費用負担基準による。
備考	1 家庭生活支援員の派遣が必要となった場合は、所沢市家庭生活支援員派遣申請書を提出してください。 2 次の場合には届出が必要です。 ① 母子家庭、寡婦又は父子家庭でなくなったとき。 ② 住所又は氏名を変更したとき。 ③ その他、家族の状況に変動が生じたとき。

様式第4号
様式第4号

所沢市家庭生活支援員派遣対象家庭登録不承認通知書

第 号
年 月 日

様

所沢市長



年 月 日付けで申請のあった所沢市家庭生活支援員派遣対象家庭登録につきましては、下記の理由により承認できないので通知します。

記

様式第5号
様式第5号

所沢市家庭生活支援員派遣申請書

年 月 日

(宛先)所沢市長

住所 所沢市
申請者 氏名
登録番号(第 ー 号)

所沢市ひとり親家庭等日常生活支援事業実施要綱第8条の規定に基づき、下記のとおり申請します。

なお、費用の負担決定のため必要があるときは、申請者及び同居親族について、市の課税台帳等により所得額及び市民税課税状況並びに生活保護の適用状況の確認を行うことに同意します。

記

利用理由				
利用期間	年 月 日～ 年 月 日(日間)			
利用時間	時 分～ 時 分(時間)			
家族の状況	氏名	続柄	生年月日	健康状態 (持病・常用薬・その他注意事項)
			・ ・	
			・ ・	
			・ ・	
			・ ・	
			・ ・	
	(備考)			

様式第6号
様式第6号

所沢市ひとり親家庭等日常生活支援事業利用決定通知書

第 号
年 月 日

様

所沢市長 印

年 月 日付けで申請のありました所沢市ひとり親家庭等日常生活支援事業利用申請につきましては、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

利用期間	年 月 日 ~ 年 月 日 (日間)
利用時間	午前・午後 時 分 ~ 午前・午後 時 分 (時間)
利用の際の留意点	
利用料	30分当たり 円
問合せ先	

様式第7号
様式第7号

所沢市ひとり親家庭等日常生活支援事業利用却下通知書

第 号
年 月 日

様

所沢市長



年 月 日付けで申請のありました所沢市ひとり親家庭等日常生活支援事業利用申請については、下記の理由により却下しましたので通知いたします。

記

【理由】

様式第8号
様式第8号

所沢市家庭生活支援員派遣依頼書

第 号
年 月 日

様

所沢市長

印

下記の家庭から家庭生活支援員派遣申請がありましたので、家庭生活支援員の派遣を依頼します。

記

住 所	所沢市			
氏 名				
電 話 番 号		緊急連絡先		
家 庭 区 分	1 母子家庭 2 父子家庭 3 寡婦			
家 族 の 状 況	氏 名	年 齢	保育所、学校名等	健康状態 (持病・常用薬・その他注意事項)
派 遣 期 間	年 月 日 ~ 年 月 日 (日間)			
派 遣 時 間	午前・午後 時 分 ~ 午前・午後 時 分 (時間)			
派 遣 理 由	1 自立促進に必要な理由() 2 社会通念上必要な理由()			
派 遣 対 象 者 負 担 額	30分当たり 円			
備 考				

様式第9号
様式第9号

所沢市ひとり親家庭等日常生活支援実施報告書

年 月 日

(宛先)所沢市長

所在地
名称
代表者名

下記のとおり生活支援を実施しましたので報告します。

支援対象者	氏名			
	住所			
支援の内容	支援年月日	支援時間		支援内容
	年 月 日	午前・午後	時 分から	
		午前・午後	時 分まで	
	年 月 日	午前・午後	時 分から	
		午前・午後	時 分まで	
	年 月 日	午前・午後	時 分から	
	午前・午後	時 分まで		
	年 月 日	午前・午後	時 分から	
		午前・午後	時 分まで	
合計時間数		時 間		
対象世帯確認欄	上記のとおり家庭生活支援員の派遣を受けました。			
	年 月 日			
	氏名			

様式第10号
様式第10号

所沢市ひとり親家庭等日常生活支援事業請求書

年 月 日

(宛先)所沢市長

所在地
名称
代表者名

所沢市ひとり親家庭等日常生活支援事業実施要綱第12条の規定により要した費用について、所沢市ひとり親家庭等日常生活支援実施報告書を付して下記のとおり請求します。

記

請求額 円
(請求金額の内訳については、別紙のとおり)

(振込先) 銀行・農協 支店
信用金庫 出張所

(口座) 普通

(口座名義人)

所沢市ひとり親家庭等日常生活支援事業請求内訳書

1 手当額

	派遣対象者氏名	派遣の事由	派遣の内容	派遣日	通常時間	通常単価	派遣対象者負担額	請求額
					夜間・早朝時間	夜間・早朝単価		
1					時間	円	円	円
					時間	円		
2					時間	円	円	円
					時間	円		
3					時間	円	円	円
					時間	円		
4					時間	円	円	円
					時間	円		
5					時間	円	円	円
					時間	円		
6					時間	円	円	円
					時間	円		
7					時間	円	円	円
					時間	円		
8					時間	円	円	円
					時間	円		
9					時間	円	円	円
					時間	円		
10					時間	円	円	円
					時間	円		
※ 請求額の算定に当たっては、派遣を受けた世帯が民間事業者等に支払った額（派遣対象者負担額）を差し引くものとする。							小計 ①	円

2 移動手当額

	訪問先対象者氏名	次の派遣先対象者氏名	派遣日	移動に要した時間	1移動当たりの単価	請求額
1				時間	円	円
2				時間	円	円
3				時間	円	円
4				時間	円	円
5				時間	円	円
小計 ②						円

請求額合計 ① + ②	円
-------------	---